

「電力会社（10社）の託送料金認可申請」に対する意見募集の結果について

平成27年12月11日
資源エネルギー庁

標記について、下記のとおり意見募集を実施いたしました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する資源エネルギー庁の考え方について、電力取引監視等委員会の見解も踏まえ取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

平成27年9月1日から平成27年10月30日まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページへの掲載等により周知を図り、e-Gov、電子メール、郵送により御意見を募集。

2. 御意見の概要

延べ153件（御意見の概要及びそれに対する資源エネルギー庁の考え方は別紙参照）

<内訳>

1. 託送料金制度の在り方について
2. 託送料金審査について
3. 託送料金に関する情報の公開について
4. 託送料金原価への個々の算入コストについて
5. 需要地近接性評価割引について
6. その他

なお、電力会社毎に意見募集を行いました。制度の全般に関する御意見や各社に共通の御意見が大半であったことから、考え方についても、全社まとめてとさせていただきます。

【各電力会社への意見数（延べ数）】

北海道電力13件、東北電力14件、東京電力28件、中部電力14件、北陸電力14件、関西電力15件、中国電力13件、四国電力13件、九州電力17件、沖縄電力12件
（計153件）

電力会社（10社）の託送料金認可申請に対する意見への見解

No.	分類	主な内容	見解
1	託送料金制度の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分散型電源の増加などの実態に即した託送料金制度の定期的な見直しを求めます。今回の審査は、現在の電力供給の実態に基いたものであり、託送料金制度そのものも、大規模発電所で発電した電気を遠隔地の需要者に送電することが前提になっています。しかし、今後再生可能エネルギー等の地域分散型電源が増加するにつれ、送配電のコスト構造が変わっていくものと想定されます。そのため、今後は地域分散型電源の増加などの電力供給の実態に即して、定期的に託送料金制度（算定方法）を見直すよう求めます。 ・制度開始から一定期間の後に検証と見直しが必要です。今回は新たな制度開始前の審査であり、その価格は一部仮定した条件を用いて定められます。そのため、運用開始後一定期間を経た後に、今回設定された個別原価が適正であったか、新規参入者も利用しやすい仕組みになっているか等について検証を行い、必要な見直しを行うべきと考えます。施行後見直しの具体的期間を予め明確にしてください。 ・離島供給費用の負担は、全国で分かち合うべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の約款変更により、需要地近接性評価割引の対象に低圧系統に接続する電源も追加されています。また、電力取引監視等委員会の下に設置されている制度設計専門会合において、現在、需要地近接性評価割引を含む今後の託送料金制度の在り方について見直しが議論されているところです。すべてのネットワーク利用者にとっての公平性、広域的に望ましい設備形成の実現とこれに伴う託送料金の抑制、競争の促進、広域的な電気の融通、分散型電源の導入促進などを勘案して、その在り方を検討してまいります。 ・託送供給等約款の認可後は、事後評価によって託送料金設定の適正性を確保します。事後評価として現行はストック管理方式を導入しており、超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、超過した事業年度の翌々事業年度開始日までに託送料金の改定の届出がなされない場合には、当該累積額を生じた託送供給等約款に対する変更命令が発動される仕組みとなっております。また、ストック管理方式に加えて、より厳格な事後評価を実施することを検討中です。 ・総合資源エネルギー調査会総合部会の電力システム改

		<p>離島を抱える地域には偏りがあるため、離島供給費用についても差が出ることになります。厳正に審査をした上で、電話料金のユニバーサルサービスのように、全需要家に一定の金額を賦課する方が公平と考えます。</p> <p>・省エネへのインセンティブの工夫を求めます。 現在の三段階料金制度は省エネ推進、低所得者層保護に大きな役割を果たしてきました。小売り自由化後の料金にこの制度の維持を求めることは困難ですが、今後も規制料金が継続される託送料金においては、省エネへのインセンティブを働かせるよう何らかの工夫を求めます。</p>	<p>革専門委員会において、学識経験者も交えて、離島ユニバーサルサービスに係る補填金については、全国の託送料金に上乗せする場合と、エリアの託送料金に上乗せする場合について、比較検討が行われました。その結果、いずれの場合でも発電・小売の競争には中立的であるものの、現在の制度、とりわけ小売料金への影響の少なさの観点から、エリアの託送料金に上乗せして回収することが適切と判断されたところです。</p> <p>・託送料金は需要家が直接支払うものではないため、託送料金に需要家の省エネを促す仕組みを導入することはなじまないと考えます。なお、電力取引監視等委員会の下に設置されている制度設計専門会合において、今後の託送料金制度の在り方について、様々な観点から見直しが議論されているところです。</p>
2	託送料金審査について	<p>・託送料金の審査にあたっては、一般電気事業者各社からの託送料金の算定に関する丁寧な説明を求めます。託送料金は電気料金の30～40%と大きな比率を占めており、消費者の家計に大きな影響を与えるものです。今後も託送料金は一般電気事業者が設定し、審査を経て決定するため、消費者が適正価格で電気を購入できるよう、一般電気事業者各社には審査に際して託送料金の算定根拠に関する丁寧な説明を求めます。</p>	<p>・一般電気事業者各社に対しては、申請内容やその根拠等について小売電気事業者や需要家の理解を得るために丁寧な資料作成・説明を行うよう、繰り返し求めてきたところです。電力取引監視等委員会 料金審査専門会合は公開形式で開催され、資料は同委員会ホームページに掲載されております。また、専門会合での議論の様子は毎回インターネットでライブ配信されており、議事録についても、電力取引監視等委員会ホームページに掲載済又は今後掲載予定です。(参考「委員会の開催状況」)：</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・託送料金の審査が適正に行われるよう求めます。電気料金の30～40%を占める託送料金については、小売り全面自由化の後も国による規制が続きます。消費者が適正な価格で電気を購入できるよう、送配電事業者による速やかな情報開示の下に託送料金の適正な審査を進めてください。 ・電力取引監視等委員会の託送料や電気料金に関連する個別の議論をわかりやすい形で広報しかつ意見募集をしてください。委員会は、電気料金の支払期限の延長に係る特別措置の延長の可否や、小売電気事業及び小売供給の登録審査についての審査、スイッチング支援対応関連機能、託送業務関連機能（使用電力量の提供、託送料金・インバランス料金の算定をシステム）等の監視をされていますが、それらが一般の需要家にどのような影響があるかについて論点と審議内容をわかりやすく広報し、適宜国民の意見を聴けるような体制を整えてください。 ・審議会という公開されない・公開度合いが低い人たちだけ 	<p>http://www.emsc.meti.go.jp/activity/) また、専門会合への資料提出以外にも、事業者が情報開示を徹底することが重要であり、事業者に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給等約款の審査にあたっては、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているか、特に原価の洗い替えを求めた北陸電力、中国電力及び沖縄電力に関しては最大限の経営効率化を踏まえたものであるかについて、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行いました。 ・電力取引監視等委員会での議論について、委員会、会議資料及び議事録は、関係者又は公共の利益を害するおそれがある場合等を除いて、原則公開しています。 (参考「委員会の開催状況」： http://www.emsc.meti.go.jp/activity/) その他の委員会の活動についても、様々な媒体を通じて分かりやすく消費者や事業者に伝えるとともに、特に来年4月の小売全面自由化の実施に関しては、関係者と連携を図りつつ積極的に周知してまいります。 ・託送料金は事業者間の取引に関するものであり、需要
--	--	--	--

	<p>で、託送料という非常に重要かつ国民生活に影響の大きい施策を決めていくかのような進め方は、情報公開度が低く・民主的な運営ではありません。</p> <p>・託送料金が業界の癒着やぬるま湯体質を温存したままそれにさらに東北電力の「適正」利潤を上乗せしたような形で計算されているとすれば新電力側に過大なコストを押し付けるだけのものである。そしてその負担はひいては消費者に付け回しされることになる。電力改革がこれまで独占状態に胡坐をかいてきた電力業界に適正な競争をもたらす業界そのものの活性化と消費者の利益にもなり所期の目的を達するには審査機関による詳細な審査が不可欠であり、仮にも「申請どおり」認可などというきわめて分かりやすい結論などはないものと信じている。国民はちゃんと見ていることを忘れないでいただきたい。</p>	<p>家が事業者に直接支払うものではありませんが、電気料金は国民生活の基礎であるため、今般の託送料金については認可制とし、厳正な審査を行ったところです。その審査は電力取引監視等委員会において専門的かつ客観的な視点から行われ、審査過程は広く国民の皆様に公開されています。</p> <p>具体的には、同委員会に設置された電気料金審査専門会合は、原則として公開され、資料は同委員会ホームページに掲載されています。また、専門会合での議論の様子は毎回インターネットでライブ配信されており、議事録についても、同ホームページに掲載済又は今後掲載予定です。(参考「委員会の開催状況」 http://www.emsc.meti.go.jp/activity/)</p> <p>・日本大震災以降に供給約款の認可を受けた東北電力については、料金査定プロセスを通じて原価の適正性を確認しました。そのため、今回の審査においては、制度改正を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて、電気料金の最大限の抑制のため、専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行いました。</p>
--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会・委員会等での説明や議論をもっと積極的につくすべきと考えます。そして、来るべき電力自由化や発送電分離の公正な展開に結びつけなければ、欧州を中心とする先進国に遅れをとるばかりでなく、アジアや中南米などの国にも先を越されるような事態になりかねません。 ・沖縄エリアにおける認可申請中の託送料金は次年度4月以降の本土側と比べて割高な単価設定となり、それに伴って当該エリアにおける新電力の電力小売の事業性が非常に厳しい状況。沖縄エリアの電力小売完全自由化の活性化を目的とし、本土と同様に多様な新電力の新規参入が進むよう、可能な限り託送料金を軽減できるようご査定頂くことを要望致します。なお、新制度に係る影響額が、託送料金のレートメイク（基本料金と従量料金への割振り）に適切に反映されているかについても、ご審査頂きたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合において、全11回に渡り、申請内容やその根拠等について小売電気事業者や需要家の理解を得るために丁寧な資料作成・説明を行うよう、事業者に対して繰り返し求めてきました。御出席いただいた委員、専門委員及びオブザーバーからも、専門的かつ客観的な視点から、活発な御議論を頂きました。今回の審査を通じて得られた知見等は、今後の制度設計にも生かしてまいります。 ・申請された託送供給等約款が、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかについて審査を行いました。沖縄電力についても、沖縄の電力系統等の特殊性は一定の考慮をしつつも、可能な限り他の事業者と同様の基準で厳格に査定を行いました。基本料金回収率の設定については、基本的に事業者の自由に行うことができますが、低圧については、小売の経過措置料金を上回らない水準での設定が必要であり、その点について沖縄電力に問題がないことは確認をしました。
3	託送料金に関する情報の公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・託送料金は電気料金の重要な部分であり、その料金設定は今後の電力自由化が本当に自由化の実質をもつのか、鍵を握ると思います。しかし、どのようにして料金を決定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の託送料金は、将来の合理的な期間（原価算定期間）において必要であると見込まれる費用を算定し、各電力会社が申請しているものです。その算定の方法

	<p>のか、提出された申請書からそのしくみはまったく読み取れず、事業者、担当省とも説明責任を果たしていません。まずその説明から始めるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消費者に託送料金についての情報が確実に届き、内容を理解できるよう条件整備を求めます。託送料金は家庭用電気料金全体の30～40%と大きな割合を占めるため、消費者として大きな関心があります。検針を担う送配電事業者から小売り事業者に、託送料金の根拠となる情報を確実に提供することによって、小売り事業者が消費者に情報提供することができる条件を整えてください。また、提供された情報の内容を消費者が理解できるようにしていくことも必要です。専門家ではない消費者の理解を助けるため、総括原価方式の仕組みや送配電事業者各社の料金設定に関わる情報を分かり易くまとめ、電力取引監視等委員会のホ 	<p>は経済産業省令（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令）において定められており、別途審査の基準（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金審査要領）も定められています。</p> <p>具体的な料金の算定については、電力取引監視等委員会の資料（第1回、第2回の電気料金審査専門会合の各社の申請概要資料や、第9回の費用の配賦・レートメーク資料等）をご参照下さい。</p> <p>(http://www.emsc.meti.go.jp/activity/)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在、電力取引監視等委員会の制度設計専門会合において、適正取引ガイドラインについて議論しており、その中で請求書等への託送料金相当分の明記等についても検討しているところです。また、電力取引監視等委員会のホームページ上で、総括原価方式の仕組み等についてFAQ形式でまとめ公表しております。 <p>(http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/) また、現在送配電事業者が認可申請中の託送料金については、電気料金審査専門会合で審議されており、その情報はホームページ上で公開されています。</p> <p>(http://www.emsc.meti.go.jp/activity/)</p>
--	---	--

		<p>ームページ上に開示することも検討されるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの審議会等の議論では、託送料金はどの電気事業者においても、低圧契約の消費者に高く、高圧契約の消費者に安く設定されています。(各社の平均的な数字は、低圧が9円前後、高圧が4円前後、特別高圧が2円前後) なぜ、このような価格差が生れるのか説明が必要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力系統の上流にある送電・変電設備は、一般的に、特別高圧・高圧部門向けと低圧部門向けの両方のサービスにおいて利用されます。一方、電力系統の下流にある配電設備は、低圧部門向けのサービスでは利用されるものの、高圧・特別高圧部門向けのサービスでは利用されません。そのため、低圧部門向けの託送料金は、特別高圧・高圧向けの託送料金と比べて、相対的に高くなります。
4	託送料金原価への個々の算入コストについて	<ul style="list-style-type: none"> 託送料金のコストの中に、使用済燃料再処理等既発電費と電源開発促進税が含まれています。これでは発電側の費用が、送電側の託送費用の中に組み込まれていることとなります。これは、他の発電を行っている業者に公平とは言えません。このことに対しても経産大臣からは、これを適切に是正すべきという指示が出されていません。これでは経産大臣及び経産省が電気事業者に対する管理監督の責任を果たしているとは言えません。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電に係る費用は、基本的には、託送料金への算入を認めておりません。ただし、使用済燃料再処理等既発電費は、平成17年の使用済燃料の再処理等に係る積立制度創設以前に発電した分について、その発電によって利益を受けた全需要家から回収するため、託送料金の原価に算入されています。また、電源開発促進税については、電気の安定供給を実現していくための諸対策(電源立地の促進及び電源の多様化)に充てられる公益的課題のためのコストであるため、電気の全需要家が公平に負担すべきものとして、託送料金を通じて課税することとしています。
5	需要地近接性評価割引について	<ul style="list-style-type: none"> 今般申請された需要地近接性評価割引の割引単価の設定において、設備投資抑制効果として基幹系統の資本費相当のみを対象としているが、需要超過地域における分散型電源 	<ul style="list-style-type: none"> 低圧・高圧電源による特別高圧系統の投資抑制効果については、特別高圧系統から供給を受ける需要家の有無等により異なり、一概に投資抑制効果を評価するこ

	<p>の設置は基幹系統のみならず特別高圧設備の投資抑制効果もあり対象とすべき。また、割引額の算出においては基幹設備の減価償却費等に対して、「kW 価値補正率」による補正として、太陽光発電は 15%と設定するなど火力の 100%と比較し著しく低い評価となっている。自然変動電源の kW 価値の評価においては、エリア全体の平滑化効果を考慮した評価をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回「近接性評価割引」については、その対象となる地域の定義が大幅な見直しとなっています。具体的には「市区町村ごとに需要実績と発電実績を比較し、需要実績が発電実績を上回る地域で、かつ当社の供給エリアの平均より需要が密集している地域を近接性評価割引の対象地域として設定いたします」とあります。分散型電源の拡がり等を見据え、地域を細分化し、低圧電源も近接性評価割引の対象とすることは理解しておりますが、電気設備の構成とは本質的には関連のない行政区分（市区町村）を単位として評価適用の有無を判断することにより、潮流改善効果があると思われるエリアが対象外となる一方で、新設されれば悪化すると思われるエリアが対象となっているように見受けられ、今回の対象地域の定義の変更に合理性を見出すことはできません。また、市区町村単位で細分化することによって評価対象地域が頻繁に入れ替わることが懸念され事業者としては投資の予見性が無くなることに加え、大型電源を立地したエリアはほぼ確実に対象外となるこ 	<p>とが困難であることから、今回の割引の対象とはしておりません。また、自然変動電源の kW 価値は、各事業者の供給区域全体で評価されており、供給区域全体の平滑化効果を織り込んだ数字となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から申請された託送供給等約款について、供給区域全体を見た潮流改善効果についても評価すべきという観点から審査をいたしました。この結果、申請された託送供給等約款における割引対象地域に加えて、これまで割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源も引き続き割引対象とするように査定を行いました。
--	--	---

	<p>ととなり、事実上潮流改善に効果が大きく期待できる電源に対してのインセンティブがなくなるということで、送配電設備の効率的な形成を促すという本来の趣にはそぐわない改定となっているように思われます。現行の予見性の高い設定方法とも比較した上で、送配電ネットワークの設備形成上、合理的だと広く理解が得られる制度として頂きたく存じます。「近接性評価割引」については、送配電設備の効率的な形成に資するための制度であると理解しています。新電力にとって、建設される電源に対して「近接性評価割引」が適用されるかされないかは経済性に大きな影響を与えますが、今回の見直しにおいて、「近接性評価割引」が既に適用されている電源が適用対象外となる前例が作られると、事業者は、将来に亘って、『「近接性評価割引」は、何ら約束されたものではなく、いつ剥奪されるかわからないもの』と受け止めざるを得ません。結果として、「近接性評価割引」は投資経済性に織り込むことができなくなることから、電源建設のインセンティブとはなり得ず、延いては、新電力による競争の促進が大きく阻まれることが危惧されます。また、いつ剥奪されるかわからない性質の割引となると、事業者は最終消費者に還元することができず、対象となった事業者への付加的な収益源としかなりえないことも制度の本来の目的と乖離するようになっております。</p> <p>・需要地近接性評価割引の対象地域を、各電力会社がホーム</p>	<p>・御指摘のとおり、事業者からの申請においては、割引</p>
--	---	----------------------------------

	<p>ページなど託送供給等約款の枠外で別途定めることは、電力会社による恣意的な対象地域の設定・変更を助長する恐れがあるとともに、改正電気事業法附則第9条2項3号の規定にある「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に照らし合わせても適当ではないものと考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引額に関しては、評価対象電源の電圧階級毎に区分され、基幹系電源を除きこの区分毎に投資抑制効果に係る評価やロスに係る評価をした割引額が設定されています。基幹系電源の割引額は特高電源の割引額の1/2と設定されていますが、投資抑制効果、ロスに係る評価等の明示される根拠による割引額が設定されるべきと考えます。 ・18 料金（1）ハ近接性評価割引（イ）適用「なお、契約者が、近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません」について、近接性評価地域内の発電電力に関する転売やエリアを超えた取引についても、近接性評価割引の対象にするべき。なお、転売を対象外とする理由が対象発電設備の特定（紐付け）が困難になるからであれば、小売電気事業者の託送料金割引ではなく、発電事業者に直接対価を支払うなどの対応を図るべき。理由として、本割引制度は、送電コスト低減に資する 	<p>対象地域が約款に記載されておらず、割引の対象が約款上明らかでないため、電気事業法附則第9条第2項第3号の「料金の額の算出方法が適切かつ明確に定められている」という要件を満たすとは言い難いことから、約款に割引対象地域を明記すべきと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹系統に接続する電源の割引単価を特別高压系統の2分の1とすることについては、基幹系統の送変電設備の割合や基幹系統のロス率を踏まえれば、実態と大きく乖離してはいないことを確認しました。 ・現行の託送供給制度の下での需要地近接性評価割引制度の趣旨に鑑みれば、転売された電力については、割引の対象外とすることが妥当と考えます。
--	--	--

		<p>電源立地に対してインセンティブを与える制度であることから、実潮流に着目して割引対象を判断すべきであり、取引先や取引形態などの商契約によりインセンティブを受けられなくなるのは、制度の趣旨に反するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の申請における近接性の考え方は「市区町村ごとに需要実績と発電実績を比較し、需要実績が発電実績を上回る地域で、かつ当社の供給エリアの平均より需要が密集している地域を近接性評価割引の対象地域として設定いたします」とあります。この考え方はこれまで述べた理由により合理性が見いだせないことから修正されるべきものと考えますが、仮に修正の時間がないとして抜本的な見直しを先送りすることがあるとすれば、現行近接性評価を受けている電源に対しては、係る抜本的な見直しが完了するまでは現行の近接性評価を継続する経過措置が適用されることが必須だと考えます。また、影響の大きい事項でありますので、修正の有無にかかわらず、認可申請内容については市区町村別の具体的な数値を別途公開した上で、詳細かつ納得性のある説明が必須だと思料致します。 	<ul style="list-style-type: none"> <電力会社の回答になります> 今回、近接性評価割引につきましては、新たな仕組みとして見直した上で託送供給等約款を申請させて頂きましたが、料金審査専門会合において議論いただいた内容を反映いたします。
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> 託送における損失率について、低圧で供給する場合の損失率は7.1パーセントとなっておりますが、これは、託送供給等約款認可申請書の添付書類（様式第6）送配電関連需要明細表（以下「様式6」という）に記載されている、低圧需要の発受電量と販売電力量より求められるものですが、「様式6」に記載されている合計の電力量から求めら 	<ul style="list-style-type: none"> 今回、原価の適正性からの審査を行った北陸電力、中国電力及び沖縄電力については、申請された約款における損失率と実績の損失率との乖離の程度を、電力取引監視等委員会において確認した結果、少なくとも不適正な水準にはないものと判断いたしました。その他の7社については、御認識のとおり、原価算定期間及

	<p>れる特別高圧、高圧も合成した損失率は、4.9 パーセントとなります。一方でWebサイト上の「数表でみる東京電力」で公表されている送配電ロス率は、平成 25 年度は 4.6 パーセント、平成 26 年度では 4.5 パーセントとなっており、平成 27 年度の実績は未確定ではあるものの、原価算定期間の損失率が 4.9 パーセントになるとは考えられません。原価算定期間および原価の緒元は今回の申請では変更しない事となっていますが、この様に、実績が出てきており、あきらかに申請内容と乖離しているものは、原価の緒元を変更すべきではないでしょうか。今回の申請・認可においては、ルールが決定しており変更できないものと存じますが、今後は、この様な実績があるものは、それらも考慮する様なルールの設定を希望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款の運用に関する詳細ルール（例えば、同時同量ルールにおける計画作成、計量値の分配方法など）は、ルールとしては明確に定められているものの、文書として公表されていない。新規参入者が詳細な運用ルールを確認するためには、約款の認可と併せて文書化して公表すべき。理由として、現状の実同時同量制度でいうと、例えば発電所出力の優先順位番号の付与や同一優先順位番号における計量値の分配方法などの運用ルールは、全電力会社統一の内容として明確に定められているものの、その内容については約款・広域機関ルールのいずれにも記載がされておらず、文書として開示されていないものが多い。今後 	<p>び原価の緒元は今回の申請では変更しないこととなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画値同時同量制度等については、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループや電力広域的運営推進機関における議論の中で一定の考え方が整理され、事業者が実施可能な状態になっていると認識しています。今後、利害の調整等が必要となった場合は、文書化も含め、追加的な対応を検討してまいります。
--	---	--

	<p>ライセンス制を導入し、一般電気事業者と新電力とが同じ立場になるにもかかわらず、両者の情報非対称性が顕著であり、公正な競争を阻害する恐れがあるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス制導入を踏まえ、営業と配電の業務区分の見直しを実施し、託送料金原価の見直しを実施して頂いていると理解しております。業務の性質毎に区分を頂いているものかと思いますが、同一の人員が営業業務と配電業務の双方をこなしている場合の原価配賦の考え方について、より詳細な説明を希望いたします。例えば、検針は「指示数確認等」と「検針票投函等」に区分されると説明資料にありますが、「指示数確認等」で託送に配賦された金額が太宗を占めるように見受けられます。指示数確認が主の業務で、検針票投函は従の業務ということかと推察いたしますが、他小売事業者が同様の費用で検針票投函をすることは難しいのではないかと考えます。つまり、指示数確認等の託送業務があるが故に、他小売事業者と比較して有利な条件で小売事業の業務ができることがあれば、それはイコールフットィングではないのではないかと、という意見でございます。資料の理解が間違っている場合は、大変恐縮ですが、上述のような疑念が生じないような審査を実施して頂ければ幸いです。 ・託送料金（送配電）について、低圧（家庭向け）8.36円/kwh、高圧（企業向け）3.89円/kwh、特別 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容から小売と配電の両方の性質を持つと考えられる業務については、業務量調査の結果を活用して小売と配電のために必要な業務量をそれぞれ算出し、その算出結果に基づいて配分を行っていることを確認しています。 ・東日本大震災以降に供給約款の認可を受けた九州電力については、料金査定プロセスを通じて原価の適正性
--	---	---

	<p>高圧（大企業向け）2.13円/kwhの申請料金は、余りにも価格差が大きく、家庭用電力の自由化・電気料金引き下げに逆行するものとなりはしないか。価格差の原因については、託送接続供給約款および申請概要を見ても、託送料金コストや価格差問題等の根拠が不明である。低圧は高圧と比べて配電線原価部分が増加し、高くなることは理解できるが、2～3倍もの価格差には到底納得できない。要するに、今回の自由化が本格移行ではなく、大手電力会社にとって有利になるように、3年間は経過措置として位置付けられ、料金規制が継続されている。その後に料金の全面自由化が実現されることに大きな疑問を持っている。低圧向け託送料金の新設が、現行の供給約款料金との整合性が図られているとのこと。しかも、現行託送約款を踏襲し、料金原価の見直しもなく、H25年に認可された現行原価を基に、料金原価の再算定を行ったに過ぎない。これでは、真の自由化競争をめざす託送料金とは言えないし、大手電力会社の利益温存、有利にしかならないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今回申請の託送料金原価はH25年～27年度の3年間の実績で算定されているが、妥当性に疑問がある。託送料金原価は総原価1兆4,536億円の3割の4,536億円。電圧別内訳は低圧（主に家庭用）2,926億円、高圧（主に業務・産業用）1,174億円、特別高圧（大企業用）436億円である。何と託送料金原価の65%が低圧の託 	<p>を確認しました。そのため、今回の審査においては、制度改正を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて、電気料金の最大限の抑制のため、専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 託送料金は、送配電サービスの対価として、小売電気事業者から一般送配電事業者（現行は一般電気事業者）に対して支払われるものです。電力系統の上流にある送電・変電設備は、特別高圧・高圧部門向けと低圧部門向けの両方のサービスで利用されます。一方、電力系統の下流にある配電設備は、低圧部門向けのサ
--	--	---

	<p>送料金原価となっている。託送料金原価の再配分含めた前述金額の内訳コスト・根拠が不透明である。従って、高圧よりも2～3割高い価格差の根拠が全く不明と言える。また、低圧託送料金割高の是正を検討すべきことを指摘する。九電の販売電力量は低圧（家庭用）が4割、高圧・特別高圧（企業用）が6割で、一方売上高は低圧が6割、高圧・特別高圧が4割と逆転している。以前から企業向けに比べて家庭用の電気料が割高になっており、電気料金負担の歪み是正のためには、家庭向け電力の自由化、地域独占排除が課題であった。しかし、今回の託送料金の申請を見ると、その格差が温存されたままであり納得し難い。是正を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は「送配電網は事業者が共通して利用する設備で、開放性・中立性・無差別性を確保する必要がある」と指摘している。即ち、電力会社が送電網の主権者ではなく、電気料や納税および用地提供などによって国民があまり負担しており、全国民の共有物であるとも言えるのではないか。経産大臣や経産省の管理・監督強化によって、電力会社が不当に託送料金を高くしてはならないことを今回の認可にあたって強く求める。 ・代表契約者制度については、契約者間における金銭債務の連帯責任の義務が課されていることが、本制度が活用されない理由の一つとして示されているところ。（第4回電力 	<p>ービスでは利用されるものの、高圧・特別高圧部門向けのサービスでは利用されません。そのため、低圧部門向けの託送料金は、特別高圧・高圧向けの託送料金と比べて、相対的に高くなります。なお、託送料金原価の電圧別への配分については、事業者が省令で定められた方法によって適正に行っていることを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送料金を含む託送供給等約款の認可に際しては、経済産業省として、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているか、厳正に審査を行いました。認可後は、事後評価によって託送料金設定の適正性を確保してまいります。 ・＜電力会社の回答になります＞ 託送に係る契約を締結する際には、双方合意とするために協議を実施しており、代表契約締結においても同様に考え、連帯責任
--	---	--

	<p>システム改革専門委員会事務局提出資料P 2 3) 今回の申請約款では、『代表契約者の選任』において、「この約款に定める金銭債務（代表契約者に属するものとしたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。）の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます」となっているが、金銭債務の連帯責任を負わなくてよいケースは、代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合という条件付きとなっている。本制度をより活用しやすくするために、各契約者が希望する場合には、一般送配電事業者との協議に委ねることなく、契約者が金銭債務の連帯責任を負わなくてよいことを約款上明確に定めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕の「ト. 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。」と規定されているが、特例発電バランスグループの太陽光・風力の発電電力量について一般送配電事業者が前々日の午後4時時点の気象予測に基づいて策定する場合には、予測精度が低くインバランス量が 	<p>に関して双方の認識に齟齬がないことを確認するため「協議が整った場合」としております。従って、連帯責任に関して協議することで契約者からの申し出を一般送配電事業者が一方的に否定することはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・＜電力会社の回答になります＞（電力広域的運営推進機関で系統利用者の意見集約が行われていると聞いておりますが）気象予報会社から入手できる情報の時刻（前々日の15時頃）および系統利用者の市場利用の利便性を勘案の上、申請どおり前々日の16時とすることが適当と考えます。
--	---	---

	<p>きくなることが想定される。太陽光・風力のインバランス量を最小化するためには前々日ではなく前日の気象予測に基づき、発電電力量の設定を行い、契約者に通知すべきである。また、当該発電計画における予測誤差は、小売電気事業者より提出される発電計画等の誤差にも影響するため、結果的に一般送配電事業者によって必要以上の出力抑制が実施される懸念がある。</p> <p>・ 35. 連帯責任 および 4. 代表契約者の選任について、35で複数契約者が連帯して責任を負う旨を規定しつつ、4で代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合には接続送電サービス料金臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については連帯責任とはならず当該供給地点の契約者に属することとすることができる旨が規定されているが、連帯責任としないこととできる条件が「協議が整った場合」とであると、仮に小売電気事業者が当該扱いを希望した場合にも一般送配電事業者の裁量により当該扱いを受けられる場合と受けられない場合が発生することが懸念されるため、「協議が整った場合」ではなく「契約者が希望する場合には」とすべき。前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名</p>	<p>・ <電力会社の回答になります> 託送に係る契約を締結する際には、双方合意とするために協議を実施しており、代表契約締結においても同様に考え、連帯責任に関して双方の認識に齟齬がないことを確認するため「協議が整った場合」としております。従って、連帯責任に関して協議することで契約者からの申し出を一般送配電事業者が一方的に否定することはありません。代表契約者制度の場合、同一接続供給契約の全ての契約者さまと連名で契約書を締結し、また、契約者追加の申込みを頂いた場合も、当該接続供給契約に含まれる全ての契約者と連名で契約書を締結しております。当該契約書においては、契約者との協議にもとづき、具体的には金銭債務の支払い方法、計画の提出方法などの事項を約しておりますが、H28.4以降で協議が整った場合でもインバランス料金については連帯債務がなくなるものではございません。今後も、事後のトラブル防止の観点からも、全ての契約者</p>
--	--	---

	<p>で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統連系技術要件の別冊の変更について、今回申請では250MW以上の発電機が系統連系する場合、周波数調整のための機能と必要な信号を送受信できる機能を具備することが追加されており、この要件は一般送配電事業者により小売事業者が確保した供給力である発電機を給電指令で直接出力調整できるオンライン調整電源に成りうると考えます。今回申請の託送供給等約款においては、系統安定上必要な調整機能を有する発電設備で別途調整に関する契約を締結する設備を調整電源と定義しており、系統安定上必要な要件として、今回、東京電力のみ上記要件が追加されています。他電力会社では系統安定上必要な要件として、周波数調整機能と必要な信号を送受信できる機能までを要件としておりません。東京電力エリアの今後連系を予定する発電機のみが対象となるその理由について根拠を明示すべきと考えます。また、他電力会社でも同様の要件変更がなされた場合に妥当性を確認するためにも、変更される機能の必要性、対象とする電源規模を250MW以上とした理由についても根拠を明示すべきと考えます。要件適用対象電源については、2016/4以降、既存の電力会社向け卸電源が契約満了により小売事業に活用した場合でも遡及的な機能・費用追加がないものと考えます。 ・30 損失率について、低圧（需要側）で供給する場合の損 	<p>と約した証憑として連名の契約書を締結いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<東京電力の回答になります> 東京電力エリアの今後連系を予定する発電機のみが対象となるその理由につきましては、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1発電事業者となることから、要件化しない場合には、周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。「変更される機能の必要性の根拠」につきましては、当社エリアでは今回お示しした機能を用いて周波数調整しておりますので、全て必要な機能となります。対象とする電源規模を250MW以上とした理由につきましては、当社の周波数調整機能具備の実態を基に250MW以上としております。なお、今回の調整機能具備は、託送供給等約款実施日（H28.4.1）以降に契約申込する発電機が対象で、既に連系している発電機は対象外です。 ・<電力会社の回答になります> 低圧の配電設備に分
--	--	---

	<p>失率が8.7パーセントとされているが、これは特別高圧の電源から低圧の需要に供給される場合を想定しての損失率であると理解する。例えば、低圧の配電設備に連系された分散型電源から、隣接した住宅等の低圧需要に供給される場合の損失率はこの8.7%よりも低いと考えられる。従って、このようなケースを想定し、電源が接続されている電圧別に損失率を設定すべきではないか。そうしないと、需要地に近い分散型電源が不利な扱いを受けることになり、公平性が保てない。なお、10kW未満の太陽光発電所からの余剰電力を新電力が小売りする場合、損失率を0%として扱っている事例（東京電力等）がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ト「当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。」という、再生可能エネルギー発電設備の特別措置に関する運用について、前々日16時の通知では、太陽光発電等の発電量の予測誤差が大きくなりインバランス調整コストの増大が懸念される。一般送配電事業者が負担するインバランス調整コストは最終的には託送料金の上昇という形で国民の負担となるため、太陽光発電等の発電量の予測誤差は最小化されるような制度設計とすべきである。したがって、発電量調整受電計画電力量の決定と通知は、予測精度がより高くなる発電量調整供給実施日の前日8時までと 	<p>散電源を連系した場合でも、お客さまへの供給に係る変動については、上位にある大規模なネットワークからの電力により調整されており、特別高圧からの電力を全く使用しないということはありません。また、このたび制度内容を変更した近接性評価割引においては、上述の内容を踏まえ、低圧の割引単価を特別高圧に比べ高く設定しており、ご指摘の状況を踏まえた評価がなされているものと考えております。なお、いずれの会社においても、余剰電力の小売において損失率を0%として扱っている事実はございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・＜電力会社の回答になります＞（電力広域的運営推進機関で系統利用者の意見集約が行われていると聞いておりますが）気象予報会社から入手できる情報の時刻（前々日の15時頃）および系統利用者の市場利用の利便性を勘案の上、申請どおり前々日の16時とすることが適当と考えます。
--	---	--

	<p>すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 154 ページの近接性評価割引額並びに需要家設置の分散電源から供給する場合の託送料金について、1 キロワット時につき、受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合 60 銭、受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえ 100,000 ボルト以下の場合 43 銭、受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合 22 銭となっているが、標準電圧 6,000 ボルト以下の場合、住宅地設置の太陽光発電設備のケースも想定され、そのようなケースでは割引額をより大きく設定すべき。理由は、住宅地内の分散電源から隣接した住宅等の需要に供給される場合、使われる送配電設備としては特別高圧等の上位の系統は除外すべきであり、その費用は含めるべきではないからである。また、住宅・店舗等の需要家に設置された分散電源から供給する場合、買っている電気の基本料金として使用する最大容量に相当する送配電設備の費用は既に支払っているにもかかわらず、逆潮（余剰）の電気に関しても託送料金として送配電設備の費用が課されるとすれば、2 重に支払うことにはならないのか。使っている送配電設備の費用負担は、その流れる方向によらず、どちらか一方の使用する最大電力によって決定されるべきであり、逆と順の双方向で使用するからと言って、2 重に負担させられるのは不公平と考えられる。 東京電力の「系統連系技術要件」では、平成 28 年 4 月以 	<ul style="list-style-type: none"> <電力会社の回答になります> 住宅地内の分散電源については、近くの需要に供給される場合もあれば、遠くの需要に供給される場合もあると想定されますが、電源と需要の紐づけに係る事務的コストが大きいことや、制度の簡明性の観点から市町村単位での設定としております。また、託送料金は需要地点におけるお客さまの電気のご使用に応じてご負担いただいております。また、託送料金は需要地点におけるお客さまの電気のご使用に応じてご負担いただいております。逆潮流する電気について託送料金をご負担いただくことはありません。 <東京電力の回答になります> ①ご指摘の通り、第
--	---	---

	<p>降に新設される 25 万 kW以上の火力発電設備に対して、周波数調整機能の具備を系統連系の要件としているが、以下の観点から、現時点では、系統連系における発電設備への周波数調整機能具備の要件化は、時期尚早である。① 第7回制度設計WGでオブザーバー参加した東京電力が要望しているが、その是非を含めて詳細（仕様、対象発電設備、実施時期等）がWGの議論を経て整理された状況ではない。また、周波数調整機能を具備する電源、すなわち、調整力の定義、必要量等については、現在、電力広域的運営推進機関の「調整力等に関する委員会」で議論が行われている最中であり、まだ結論が得られていない。② 分社化されるという点で他電力会社との事情の違いはあるものの、送配電部門が必要とする調整力の確保が、喫緊に担保されないという状況ではない。（第6回電気料金審査専門会合にて、他電力会社からも同趣旨の発言あり）③ 周波数調整機能を具備することに対して、経済的に適切に評価される仕組みが現時点では明らかになっておらず、対価が得られなければ、発電事業者にとっては単に追加コストになるだけの恐れがある。</p> <p>・ P.23 15 供給および契約の単位（2）「当社は、原則として、1 契約者に対して1 接続供給契約を結びます」について、1 契約者が小売電気事業用の接続供給契約と自己託送用の接続供給契約の2 契約を締結できるようにすべき。・そもそも、自己託送は「ネットワーク利用の公平性</p>	<p>7 回制度設計 WG でお願いいたしましたが、調整力に関しては安定供給確保の前提としての要件具備の必要性についてご理解を頂いたものと考えております。② 本件は、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1 発電事業者となることから、要件化しない場合には周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。③今回は、基本的に投資判断に影響を及ぼさない範囲で機能のみ具備して頂くことをお願いしています。</p> <p>・ <電力会社の回答になります> ご意見の内容は、約款上の原則外の扱いとして対応いたします。</p>
--	--	--

	<p>確保に資するもので、需給ひっ迫したエリアへの自己託送は需給緩和につながるもの」として制度化された。複数事業所を持ち、分散型電源を複数所有している事業者は、小売電気事業を営むと、別途、自己託送制度を活用することができなくなり、制度趣旨に反するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統連系技術要件託送供給等約款別冊について、「東京電力が主張する25万kW以上の発電機に対する調整機能具備の要件化は、時期尚早であり、導入は見送るべき。必要な調整力確保量は、現在電力広域的運営推進機関で議論されていることに加え、電力システム制度設計において、電源入札や市場取引による調達（リアルタイム市場創設）の仕組みづくりが指向されており、市場を活用した調整力確保を実現する方向で検討が進んでいると認識している。調整機能具備の義務化で発電事業者に一律調整機能に関する負担を押し付けるのではなく、市場取引を通じた価格形成を進めることが制度設計の方向性と合致すると考えるため。他、以下の懸念が考えられる。①調整機能の具備にはコストアップが不可避であるが、発電者が得られる対価が不透明であり、投資回収の予見可能性が立たず、発電事業に参入しにくくなる弊害がある。このため、義務化するのであれば、発電事業者の対価の受け取りについても併せて議論すべき。②必要な調整力として確保すべき量が明らかになっていない中で義務化すると、過剰な調整力が用意され、将来の市場創設時の取引に支障をきたす可能性があ 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜東京電力の回答になります＞ 調整機能具備の要件化は、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1発電事業者となることから、要件化しない場合には、周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。①②今回は、基本的に投資判断に影響を及ぼさない範囲で機能のみ具備して頂くことをお願いしています。将来の市場創設時の取引につきましては、調整力（市場供出量）が多いほど価格変動も緩和され、取引は安定すると考えております。③今回要件化している仕様につきましては、コストアップが高額とならずメーカーや機種が限定されない仕様であることをメーカーや火力原子力発電協会に確認しております。
--	--	---

	<p>る。③発電機調整機能の詳細な要求水準によっては、コストアップが高額になる、対応できるメーカーや機種が限定されるなどの可能性があることから、設備調達コストや機器選定の自由度に影響を及ぼす懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9. 検討及び契約の申込み (3) 契約の申込みについて、接続供給契約の申込にあたっては、「需要場所（供給地点特定番号を含む）」を明らかにして申込みを行うべき旨が規定されているが、実務上は引越先の再点等、需要家及び契約者が供給地点特定番号を知り得ないケースが発生することが予想されるため、供給地点特定番号が不明の場合は、送配電事業者の責任及び負担において需要場所の供給地点特定番号を調査する旨を明確にすべき。 ・ 19. 接続送電サービス (2) 接続送電サービス契約電力等について、(イ) 及び (ロ) を合わせ読むと、契約者の希望により、実量制と主開閉器制（60 アンペア未満の場合はアンペア制）を自由に選択できるように読めるが、いったん実量制を選択した場合であっても、1年以上経過すれば主開閉器制を選択できるという解釈でよいか確認したい。仮に当該解釈が誤りである場合には、いったん実量制を選択した場合は主開閉器制に戻すことができない旨を明確に規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <電力会社の回答になります> 供給地点特定番号は、検針票等により予め需要者等に通知することとしておりますので、原則、契約者より供給地点特定番号を明らかにして申込みを頂きたいと考えております。また、供給地点特定番号が不明の場合は、スイッチング支援システムには供給地点特定番号検索機能がありますので、住所等から検索のうえ、当該番号を特定してください。なお、それでも特定することができない場合については個別にお問い合わせを頂きたいと考えております。 ・ <電力会社の回答になります> ご解釈の通りです。
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19. 接続送電サービス イ (ロ) a 接続送電サービス契約電流について、接続送電サービス契約電流の決定方法については、契約者の申し出たアンペアに制限するために、送配電事業者の判断により、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることとなっているが、両者の電流制限機能に差がある場合には、同一料金を負担しているにも関わらず使用条件に差があることとなり需要家間の不公平が生じるため、両者の電流制限機能（遮断条件、復帰条件）に差がないことを確認したい。 ・ 19. 接続送電サービス (3) 接続送電サービス料金 (ホ) 動力標準接続送電サービスについて、動力標準接続送電サービス料金について、対応する電力会社の小売料金メニューである低圧電力の標準的な使用形態として東京電力が料金値上げ認可申請時に公表しているモデル（8 kW、470 kWh/月）に適用すると12.6円/kWhとなる一方で、電灯標準接続送電サービス料金について、対応する電力会社の小売料金メニューである従量電灯Cの標準的な使用形態として東京電力が料金値上げ認可申請時に公表しているモデル（12kVA、960 kWh/月）に適用すると9.1円/kWhであり3.5円/kWhの格差がある。同モデルにおける小売料金の格差は2.3円/kWhであり、託送料金の方が格差が大きいこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <電力会社の回答になります> 条件には差はありませんが、以下の通り復帰方法には差があります。電流制限器の場合、お客様によりブレーカーをONすることで復帰となりますが、電流制限機能を有する計量器の場合は、一定時間経過後に自動的に復帰（再送電）となります。但し、後者の場合でも、過負荷状態が解消されず、遮断と復帰を短時間で一定回数繰り返した場合には、自動復帰機能が抑止されますので、お客様からのご連絡に基づき遠隔計器操作にて抑止機能をリセットし、上述の通り自動的に復帰となります。 ・ <電力会社の回答になります> 低圧供給において、供給約款・選択約款と様々な小売料金メニューがある中、供給約款の代表的な小売料金メニューと、電灯・動力別の低圧供給全体を対象としている託送料金とは一概に比較できないと考えます。
--	---	---

	<p>とは、動力の負荷形態が夏季尖頭時最大への寄与が大きい点があるとしても合理的ではないため、既に経済産業大臣の認可を受けた小売料金設定における電灯・動力の格差水準と整合させるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 4. 保証金について、(1) ニに保証金には利息を付さない旨の規定があるが、一般送配電事業者の裁量で保証金を預かるか否かが決定されるという保証金の性格に鑑みても、現行の託送供給約款規定のとおり、保証金には利息を付すこととすべき。 ・ 3 5. 連帯責任 および 4. 代表契約者の選任について、前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい ・ 5 2. 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <電力会社の回答になります> 業務効率化の観点から利息を付さないこととしております。なお、これまで保証金を申し受けた事例はございません。 ・ <電力会社の回答になります> 代表契約者制度の場合、同一接続供給契約の全ての契約者さまと連名で契約書を締結し、また、契約者追加の申込みを頂いた場合も、当該接続供給契約に含まれる全ての契約者と連名で契約書を締結しております。当該契約書においては、契約者との協議にもとづき、具体的には金銭債務の支払い方法、計画の提出方法などの事項を約しておりますが、H28.4以降で協議が整った場合でもインバランス料金については連帯債務がなくなるものではございません。今後も、事後のトラブル防止の観点からも、全ての契約者と約した証憑として連名の契約書を締結いたします。 ・ <電力会社の回答になります> 小売全面自由化に伴
--	--	--

	<p>および工事費の精算（１）イ（イ）低圧で供給する場合について、電灯送電サービスの新設または契約電力増設後１年未満で契約電力を減少または消滅した場合に１０％割増単価適用による臨時精算を行う旨が規定されているが、東京電力の供給約款では従量電灯Ｂは臨時精算対象外とされており整合性が確保されていないため、接続送電サービス契約においても契約６０Ａ以下の場合は臨時精算対象外である旨を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・５３．解約等について、料金未払い等による解約の場合には、契約者に対する文書通知の規定がある一方で、需要家移転等で電気を使用していないことが明らかであると送配電事業者が判断した場合の解約に関しては、契約者への通知にかかる規定がないが、小売電気事業者としては自らの廃止申込によらずに接続供給契約が解約となった上に通知もないということでは小売契約の解約等の業務に支障が生じるため、需要家移転等で電気を使用していないことが明らかであると送配電事業者が判断した場合の解約についても、契約者に対する文書通知を規定いただきたい。 ・託送供給等約款「４４ 託送供給等の停止の解除」において「（前略）契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整契約を再開いたしま 	<p>い、託送供給における供給地点間の公平な取扱いが肝要なことから、一律、臨時精算の対象としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・＜電力会社の回答になります＞ 新規需要者が入居し、新規契約者から供給地点追加の申し込みが出された際に、現契約者に対して現需要者の確認や廃止手続き等に関して連絡を致します。（本規定については、現契約者とも連絡が取れない場合を想定しております。） ・＜電力会社の回答になります＞ 「すみやかに」とは、停止事由が解消され次第、停止解除作業の手配を行なうことを考えております。
--	--	---

	<p>す。」とありますが、「すみやかに」は、どのように解釈すればよろしいでしょうか。本託送供給等約款に基づき、電気小売事業を実施するにあたり、自らの需要家に対して説明の義務があるため、ご教示いただければ幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給等約款「43 託送供給等の停止」において、「(前略) 当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。」とありますが、一部の需要者のために、全ての託送供給が停止されることがあるという理解となりますでしょうか。それとも問題のある部分のみの停止となりますでしょうか。 ・託送供給等約款「78 検査または工事の受託」において、「(3) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。」とありますが、契約者（小売電気事業者）に通知なく、需要者が一般送配電事業者に工事を申し込むことができるという理解となりますでしょうか。例えば、需要家が建物内の電気設備の増設工事するために、一般送配電事業者に申し込みをするようなことがあった場合、一般送配電事業者から契約者（小売電気事業者）に対して、連絡はされるのでしょうか。仮にされないとすると、契約者の知り得ないうちに、契約内容が変わる可能性もあるということになりますので、ご配慮の程宜しくお願い申し上げます。需要者（および電気工事店）から申し込みができず、 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜電力会社の回答になります＞ 原則として、供給停止の起因となった地点のみを対象とすることを想定しております。 ・＜電力会社の回答になります＞ 保安上必要な電気工作物の工事において契約内容の変更が伴うことはありません。需要者から契約内容の変更を伴う工事を申し込まれた場合には、契約者（小売電気事業者）を通じて行なって頂くようお願いしております。
--	--	---

		<p>事前に契約者（小売電気事業者）を通すことを義務付けるという運用も考えられるとは思いますが、この場合、現行では、需要者（および電気工事店）から直接申し込みをすることが一般的だと思いますので、混乱を避けるため、需要家（および電気工事店）に対して、事前に入念な周知を実施して頂きますよう、お願い申し上げます。</p>	
--	--	--	--